

〒135-0016

東京都江東区東陽 3-8-5 日向野ビル 3 階
特定非営利活動法人 NPO 会計税務専門家ネットワーク
理事長 脇坂 誠也 殿

東京国税局 課税第一部

審理課長 稲瀬 貴美代



文書回答の対象となる事前照会に当たらない旨のお知らせ（通知）

事前照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する事前照会を対象として行うこととしています。

しかしながら、令和 6 年 1 月 22 日に收受しました照会内容は、下記の理由から、文書回答の対象となる事前照会には当たりませんので、お知らせします。

記

（理由）

文書回答の対象となる事前照会は、事前照会の内容が「実地確認や取引等関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とするもの（同族会社等の行為又は計算の否認等の認定を必要とするものを含む。）でないこと」（以下(注)参照）を要件の一つとして実施しておりますが、御照会の取引については、この要件を満たしていません。

したがって、御照会につきましては、文書回答の対象とならないことを御了承ください。

（注）平成 14 年 6 月 28 日付課審 1-14 ほか 8 課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について」（事務運営指針）の 1（文書回答を行う対象となる事前照会の範囲）(9)イ参照。

なお、上記事務運営指針の詳細につきましては、国税庁のホームページにおいて掲載し公開しています。

（アドレス：<https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/020628/01.htm>）